

第5回 まつばらマルシェ 出店ブースを募集

「食」をテーマとした農工商および産学官連携の地産地消イベントとして開催する「第5回まつばらマルシェ」の出店ブースを募集します。

出店ブース募集

地元で生産された食品・食材を使った自慢の料理や関連商品をPRし、新たな販路を開拓する絶好の機会ですので、奮ってご応募ください。

- 出店内容 食に関するもの
その他まつばらマルシェ企画委員会事務局が認めたもの
- 募集ブース数 64ブース
- 開催日時
11月8日(土) 午前10時～午後4時
11月9日(日) 午前10時～午後3時
- 開催場所 松原中央公園
- 締切 8月8日(金)
- 問合せ まつばらマルシェ企画委員会事務局
(松原商工会議所内 ☎331-0291 FAX332-5720)



▲去年のマルシェの様子

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関するお知らせ

▶申請・受け付けを開始します

7月1日(火)より「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請・受け付けを市役所北別館1階給付金窓口(下案内図)で開始します。

どちらの給付金も支給対象者となる可能性がある人には6月末に市から申請書を送付しています。支給対象者の詳しい情報は広報まつばら5月号・6月号、

▶申請方法

○申請書が届いた人は申請書同封の「記入例」を参考に下記の書類を添付の上、10月1日(水)までに給付金窓口(下案内図)もしくは郵送により申請を行ってください。

「臨時福祉給付金」添付書類

【必ず添付する確認書類】

○本人確認書類、振込先金融機関口座確認書類

【一部の人が添付する確認書類】

- 課税確認のための書類(申請者の扶養者が他の市区町村に居住している人のみ) …申請者の扶養者の平成26年度個人住民税の非課税証明書
- 代理申請・受給の確認書類(代理申請・受給の人のみ) …代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)
- 加算対象の確認書類(加算措置の対象者のみ) …詳しくは申請書同封の「添付書類について」に記載していますのでそちらでご確認ください。

本人確認書類… 運転免許証・住民基本台帳カード・パスポート・健康保険証・年金手帳などいずれか1点の写し

振込先金融機関口座確認書類… 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写し

市ホームページに掲載しています。対象になる可能性がある人で、申請書が届いていない人は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

※DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで他の市区町村から住民票を移さずに松原市にお住まいの人については、松原市で給付を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

- ・窓口の場合…申請の際は必ず印鑑を持参ください(申請・受付開始直後は会場が混雑することが予想されますので、あらかじめご了承ください)。
- ・郵送の場合…申請書同封の返信用封筒にて郵送してください(10月1日(水)消印有効)。

「子育て世帯臨時特例給付金」添付書類

- ・児童手当の振込口座での受け取りを希望する場合
○添付書類はありません。
- ・児童手当の振込口座と異なる口座での受け取りを希望する場合
○本人確認書類、振込先金融機関口座確認書類

(※)公務員の人は、下記の方法で申請してください。

職場で「児童手当受給状況証明書」と「申請書(公務員用)」を受け取り、下記の書類を添付して給付金窓口(下案内図)もしくは郵送により申請を行ってください。

●郵送先 〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所福祉部子ども未来室(給付金担当)宛

【必ず添付する確認書類】

○振込先金融機関口座確認書類

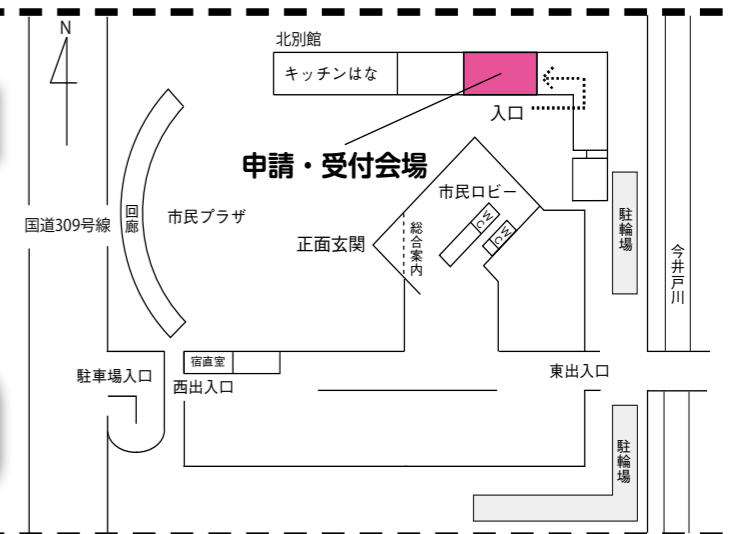
【児童手当の振込口座と異なる口座での受け取りを希望する人が添付する確認書類】

○本人確認書類、振込先金融機関口座確認書類

申請・受付会場案内図

- ところ 松原市役所北別館 1階 給付金窓口
- とき 7月1日(火)～10月1日(水)
午前9時から午後5時30分
(※土・日・祝日を除く)

●問合せ 「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」専用コールセンター
☎349-3201



平成27年春の全面開園が待ち遠しい 三宅東公園 7月1日より一部開園

三宅東4丁目を整備を進めています。三宅東公園の一部供用開始に伴う開園式が6月28日に行われ、市民の皆さんにご利用していただけることになりました。

この公園は「スポーツのまち松原」を目指す取り組みとしてスポーツができる天然芝の多目的広場があるのが特徴です。子どもから元希者まで、家族や友達と気軽にスポーツを楽しむ場所となっています。また、今年度も引き続き整備を行い、平成27



▶開園に向けて準備中の三宅東公園

駅のバリアフリー化をすすめています

7月7日より河内天美駅のエレベーター(上りホーム)大阪阿部野橋行き方面が利用できます

昨年より、市と近畿日本鉄道株式会社が河内天美駅のバリアフリー化工事を進めています。このたび、上りホーム(大阪阿部野橋行き方面)のエレベーター1基が完成し、7月7日午後

1時から利用できるようになります。このエレベーターは、改札内とホームの間(地下⇄ホーム)での利用に加えて、地上入口と切符売り場の間(地上⇄地下)での利用も可能となっています。

現在、完成したエレベーターの他、さらにエレベーター2基を設置する工事を進めており、今後、工事が完了することで、河内天美駅はより利用しやすい駅となります。

▼問合せ まちづくり推進課



▶工事中の状況(地下)

(月) 7月7日午後

▼問合せ まちづくり推進課

平成25年度

予算執行状況

平成25年度の一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ419億2000万円の規模で編成しました。その後、新たに発生した行政需要に対応するため7回の補正を行い、歳入歳出それぞれ35億7449万9千円を追加し、454億9449万9千円となっています。

●5つの基本目標
(1)安心して住み続けることが出来るまち
W H O (世界保健機関) の推奨する「セーフティコミュニティ」の認証を、大阪府内の市町村で初めて取得しました。また、消防署西分署の新設などにより安心・安全な消防・救急体制の整備に努めたほか、災害に強いライフラインの構築として、非常時の給水拠点を整備するとともに、耐震性に優れた配水管の導入や老朽管の更新を行いました。

(2)市民誰もが健やかに暮らせる和やかなまちづくり
安心して出産を迎えることができる環境を整えるため、妊婦健康診査の助成額を拡充しました。また、疾病の早期発見・予防体制の充実のため、各種がん検診の受診機会を拡充したほか、従来の予防接種の助成に加え、風しんの流行に伴う予防接種費用の一部を緊急助成しました。

(3)未来を拓く自立心を育む人づくり
多様化する保護者の就労形態や保育ニーズに対応するため、特定保育や一時保育を充実するとともに、市立幼稚園での預かり保育を実施しました。また、英語を用いて積極的にコミュニケーションを図る児童・生徒を育成するため、いきいき英語推進事業を実施しました。

(4)利便なまち、元気で活力あふれるまちづくり
市内を横断する竹内街道の開通1400年を記念して、健康ウォーキングなどを実施し賑わいのまちづくりに努めました。また、企業立地促進事業による積極的な企業誘致、企業定着を図り、地域経済と雇用を支える産業の振興を図りました。

(5)市民と行政の協働によるまちづくり
市民の皆さんとの情報共有をより一層進めるため、広報まつばら、ホームページ、大型ビジョンなどを活用し市政情報の提供に努めました。また、市民活動サポートサロン運営の充実を図り、NPO法人の認証相談や、NPO間のネットワーク・コーディネートなどの支援を進めました。

●「挑戦し続ける 元氣あふれるまちまつばら」の実現に向けて
今後も、松原市第4次総合計画で掲げる将来都市像「挑戦し続ける 元氣あふれるまち まつばら」の実現に向けて、更なる自主財源の確保や施設の計画的な統廃合、民間活力の導入など、職員一人ひとりがアイデアを出しながら、健全な財政運営を目指します。

▼問合せ 財政課

平成26年度保険料 本決定のお知らせ

平成26年度の各保険料の決定に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書および納入通知書を7月中旬に各担当課より送付します。



保険料の納入方法

▼普通徴収(年金天引き以外の人)
特別徴収の対象にならない人は、市が定める納期までに、納付書や口座振替などで保険料をお支払いください。なお、市では便利で納付忘れのない口座振替を推奨しております。お申し込みは各担当課までお問い合わせください。

▼特別徴収(年金天引きの人)

原則として、年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金受給時に、保険料を年金からの天引きでお支払いいただきます。 ※保険料に関するお問い合わせやご相談については、納入通知書発送後2週間程度は、窓口や電話が大変混雑しますのでご了承ください。

●問合せ

国民健康保険料・・・保険年金課
介護保険料・・・高齢介護課
後期高齢者医療保険料・・・医療支援課

大阪府後期高齢者医療広域連合



国民健康保険について

問合せ 保険年金課

◆保険料の決まり方

国民健康保険料は、平成25年中の所得により年間保険料を決定し、4月の仮決定(前期分)で通知した金額を差引いた額となっています。また、40歳から65歳未満の人の介護保険料は、国民健康保険料に含まれて算定されています。

◆国民健康保険高齢受給者証の更新

現在、国民健康保険にご加入の70歳以上75歳未満の人に交付している高齢受給者証は、7月31日で有効期限が切れます。毎年8月1日を基準に前年中の所得によって負担割合の再判定を行いますので、平成24年中と平成25年中に所得に変動がある人は、負担割合が変わる可能性があります。

新しい高齢受給者証は7月中旬から下旬にかけて普通郵便にてご自宅に配達されますのでご確認ください。

◆限度額認定証などの更新

「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」は、医療機関の窓口提示すれば、1カ月の医療機関ごとの窓口支払い額(保険診療分)が自己負担限度額までとなります。

現在交付している認定証は、7月31日で有効期限

が切れます。引き続き必要な人は、8月1日以降に更新の手続きをしてください。また、新たに認定証が必要な人も、申請の手続きをしてください。申請月の1日から有効な認定証を発行いたします。

70歳以上の人は、保険証と高齢受給者証を提示することで、1カ月の医療機関ごとの窓口支払い額(保険診療分)が自己負担限度額までになります。なお、平成26年度市民税非課税世帯の人は、より自己負担の少ない認定証を交付いたしますので、更新または申請の手続きをしてください。

◆国民健康保険特定疾病療養受療証の更新

現在交付している「国民健康保険特定疾病療養受療証」は、7月31日で有効期限が切れます。すでに受療証をお持ちの人は、前年中の所得によって自己負担限度額の再判定を行い、7月中旬から下旬にかけて送付いたしますので、申請の必要はありません。



▼一般会計予算執行状況(前年度からの繰越額を含みます)

歳入		歳出	
項目	金額	項目	金額
市 税	13,538,128	民生費	19,870,760
国庫支出金	9,058,351	公債費	6,320,546
地方交付税	8,168,082	教育費	5,030,148
市 債	7,176,700	土木費	5,018,215
府支出金	3,436,352	総務費	4,495,952
地方消費税交付金	1,169,000	衛生費	3,405,470
使用料及び手数料	542,176	消防費	1,529,514
諸 収 入	660,343	議会費	369,923
分担金及び負担金	426,343	産業経済費	307,057
入湯税	349,741	その他	95,185
その他	2,267,295		0
収入済額	39,697,420	支出済額	39,103,935
予算額	46,442,770		

▼市民の負担状況

区分	収入済額(千円)	市民一人当たり(円)	一世帯当たり(円)
市民税	5,662,021	45,932	103,630
固定資産税	5,282,203	42,851	96,678
軽自動車税	123,336	1,001	2,257
市たばこ税	945,910	7,673	17,313
入湯税	764	6	14
都市計画税	1,165,550	9,455	21,333

▼市債残高

会計名	現在高(千円)	市民一人当たり(円)
一般会計	39,412,536	319,725
下水道事業特別会計	49,754,824	403,625

▼特別会計予算執行状況(前年度からの繰越額を含みます)(単位:千円)

会計区分	予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険	20,623,274	14,256,467	18,731,897
下水道事業	7,198,780	4,798,050	6,687,907
介護保険	9,131,680	8,509,902	8,109,609
後期高齢者医療	1,362,556	1,316,126	1,153,156
財産区	1,498,538	1,483,622	256,210
合 計	39,814,828	30,364,167	34,938,779

▼市の主な財産

名称	土地	建物
道路	1,068,708㎡	—
学校	364,191㎡	172,074㎡
公園	113,360㎡	251㎡
水道	21,748㎡	2,730㎡
その他	308,728㎡	123,782㎡



※グラフ・表の各項目についての計数は表示単位未満を四捨五入したものです。したがってその内訳は合計と一致しない場合があります。

後期高齢者医療保険について

問合せ ◎大阪府後期高齢者医療広域連合
資格管理課(☎06-4790-2028)
給付課(☎06-4790-2031)
◎医療支援課

◆保険料の決まり方

後期高齢者医療保険料は、平成25年中の所得により年間保険料を決定します。

保険料は、被保険者が等しく負担する「被保険者均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」で構成され、被保険者一人ひとりに対して賦課されます。

◆今年度も保険料の軽減措置を継続します

◎被保険者均等割額の軽減について

世帯の所得水準に応じて被保険者均等割額が、軽減されます。軽減割合は、9割、8.5割、5割、2割です。

◎所得割額の軽減について

所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定に係る被保険者の所得金額が58万円以下(年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下)の人については、所得割額が5割軽減されます。



◎会社の健康保険などの被扶養者であった人(これまで保険料負担のなかった人)の保険料の軽減について

後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険などの被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額の9割が軽減されます。

※後期高齢者医療制度に加入する日の前日において国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象となりません。

◆8月から後期高齢者医療被保険者証が水色に変わります

新しい被保険者証は7月末までに送付します。現在の被保険者証(桃色)の有効期限は、7月31日までです。それ以後は使用できません。

なお、新しい被保険者証(水色)はお手元に届いたときから使用できます。

介護保険について

問合せ 高齢介護課

◆保険料の決まり方

介護保険料は所得状況や世帯状況などにより10段階の設定になっています。また、平成26年度市町村民税額の課税状況などにより年間保険料を決定し、4月の仮決定(前期分)で通知した金額を差引いた額となっています。

◆保険料の納め忘れにご注意を

介護保険料を長期間滞納すると、介護サービスを受ける際に、利用料がいったん全額自己負担となる「償還払い」となったり、さらに滞納が続くと保険給付の一時差し止めや高額介護サービス費が受けられなくなる場合があります。

◆介護保険料の減額および利用者負担の軽減制度

市では、生活が困難な人の経済的負担の軽減を図るため、保険料の減額および介護サービス費の自己負担分を助成する制度を実施しています。

▶対象

要介護者などの市町村民税非課税世帯で一定の収入以下の人などです。ただし、適用については世帯の収入や資産状況、扶養状況などに条件があります。

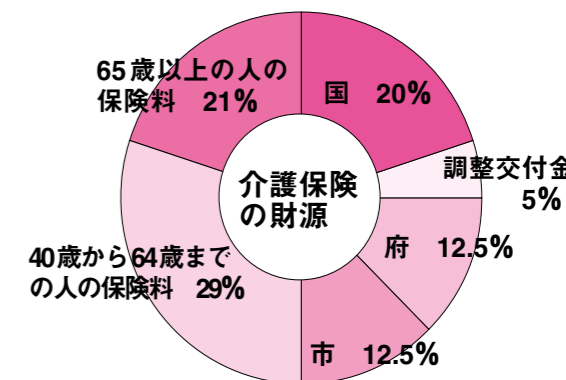
また、火災などにより家財やその他の財産に著しい損害を受けた場合は法定減免制度もあります。



みんなで支え合う介護保険 — 平成24年度の利用状況 —

◇介護保険制度は、利用の見込まれる給付額全体に対し、半分(50%)を国、府、松原市が負担し、残り半分(50%)のうち21%を65歳以上の人の保険料、残り29%を40歳から64歳までの人の保険料で運営されています(右グラフ参照)。

平成24年度の介護給付額は、総費用額約80億3,762万円でした。主な内訳は下表のとおりです。



	金額	受給者総数(延べ人数)	1人当たりの給付月額	サービス内容
居宅介護サービス	41億2,917万円	41,559人	99,357円	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、住宅改修など
施設介護サービス	30億9,757万円	11,074人	279,716円	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
地域密着型サービス	2億8,379万円	1,420人	199,852円	認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護
その他	5億2,709万円	32,262人	16,338円	高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費など
合計	80億3,762万円	86,315人	93,120円(全利用者の平均月額)	

◇平成25年3月末の要介護(支援)認定者数は5,835人、うちサービス受給者は4,589人(居宅介護サービス受給者3,541人、施設介護サービス受給者935人、地域密着型サービス受給者113人)でした。

高齢化に伴い、今後も給付費の伸びが見込まれます。介護保険制度の安定した運営、また、介護が必要となったときに安心して介護サービスが受けられるように、介護保険制度のご理解をお願いします。

公共下水道への接続にご理解とご協力を

市では、市民の皆さんに健康で文明的な生活をしていただくために、公共下水道の整備を進めています。しかし、公共下水道を整備しても、接続していただかなくては「清潔で快適な生活環境をつくる。川や海を生活排水から守る」という目的を達成できません。公共下水道に接続する工事を行うと、下水道料金を負担していただくこととなりますが、次のようなメリットがあります。

- ◆悪臭や蚊・ハエなどが減り、清潔で快適な環境になります。
- ◆大和川や大阪湾の水質が改善されます。
- ◆浄化槽の維持管理が不要になります。

水酸化工事の助成制度を活用してください

7月1日から下表のとおり一部の地域で、新たに公共下水道が供用開始されます。対象区域について6月下旬から市職員が水酸化の手続き方法や業者名簿などを記載した「水酸化のしおり」を持って戸別訪問をしています。

汲み取り式便所は、下水道法などにより供用開始後3年以内に水洗便所に改造する義務があります。

新たに供用開始する区域 (各区域の一部が対象)		
天美我堂3丁目	三宅中1・6・7丁目	別所4・5・8丁目
南新町4丁目	三宅東3・4丁目	丹南1丁目
阿保4・6丁目	柴垣2丁目	一津屋1・5・6丁目
東新町1・2丁目	岡3・6丁目	西大塚1丁目
上田3・4丁目	新堂2・3丁目	小川6丁目
田井城4丁目	立部1丁目	
高見の里6丁目	大堀1・2丁目	

また、台所、風呂などの生活排水や浄化槽式水洗便所も公共下水道に接続する工事を行ってください。なお、供用開始日から1年以内に改造した場合、1件につき3万円支給する助成制度もあります。快適な生活環境をつくるために、すでに供用を開始している区域で、公共下水道に接続していない建物についても水酸化の工事をお願いします。

▼問合せ 上下水道管理課

ニュース松原
情報ひろば
福祉
健康
環境労働
税子育て
安全
まちづくり消費生活
保険年金上下水道
相談教育
その他
子育て応援コーナー
各種相談
歴史ウォーク
催しほくす
講座イベント
スポーツ
図書館
地域交流
みんなの広場
イベントガイド
HANNA X PRESS MACKAY

子ども・子育て支援法の制定や介護保険法などの改正にあわせ、施設や事業所の設備、運営および人員などに関する基準を、国で示された省令などを基礎としながら、地域の実情を踏まえて市が条例により定めることになりました。

そのため、市ではこれらの条例を定めるにあたり、市民の皆さんのご意見を募集します。
※なお、条例(素案)の内容など詳しくは、市ホームページ、市役所1階福祉指導課および1階情報コーナーで7月16日(水)から公表します。

「松原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(素案)

家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業についての設備および運営に関する基準を定めます。

※家庭的保育事業…利用定員が5人以下で、家庭的保育者(研修を修了した保育士など)の自宅などで保育を行うもの

※小規模保育事業…利用定員が6人以上19人以下の施設で保育を行うもの

※居宅訪問型保育事業…家庭的保育者が居宅を訪問し、保育を行うもの

※事業所内保育事業…事業所の保育施設で従業員の子どもと地域の子どもの保育を行うもの

「松原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(素案)

放課後児童健全育成事業についての設備および運営に関する基準を定めます。

※放課後児童健全育成事業…保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に遊びの場などを与えて、その健全な育成を図るもの

「松原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(素案)

認定こども園・幼稚園・保育所および家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業についての運営に関する基準を定めます。

「松原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」(素案)

介護予防支援等の事業の人員および運営などに関する基準を定めます。

※介護予防支援事業…介護保険における要支援1・2の認定を受けた人が、必要な介護予防サービスを受けることができるように、計画の作成や介護予防サービス事業所との連絡・調整などを行う事業

「松原市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準等を定める条例」(素案)

地域包括支援センターの職員に関する基準を定めます。

※地域包括支援センター…地域住民の健康の保持のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設

◆意見を提出できる人

①市内に住所を有する人 ②市内の事務所または事業所に勤務する人 ③市内の学校に在学する人 ④市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体 ⑤その他パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するもの

◆提出期間・方法

7月16日(水)～8月15日(金)

◆問合せ・送付先

〒580-8501 松原市役所福祉部福祉指導課

☎349-3206 FAX 334-5959

Eメール sidou@city.matsubara.osaka.jp

◆提出方法

書面に住所、氏名、電話番号などを記入の上、市役所1階福祉指導課(土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時30分)に持参または、郵便、FAX、Eメールでお寄せください。※提出された氏名などの個人情報については、適正に管理します。提出されたご意見については、公表しませんが、住所・氏名などの個人情報については公表することはありません。また、提出されたご意見に対する市の考えを後日公表しますが、個別には回答しませんのでご了承ください。

なお、電話・口頭でのご意見や住所・氏名などが明記されていないものは、受け付けできません。



あなたのご意見ご提案を

お聞かせください

風しんワクチン接種の一部助成を実施中

- 対象者 平成26年4月1日時点で24歳以上の松原市民で①②③のいずれかに該当する人
- ①妊娠を希望している女性
- ②妊娠している女性の配偶者
- ③妊娠を希望している女性の配偶者

ご注意ください

- ◆風しんワクチンやMRワクチンを2回接種済の人
- ◆風しんの罹患歴のある人
- ◆現在妊娠中の女性は対象になりません。

- ワクチン助成回数 1回
- 接種ワクチン 風しん単抗原ワクチン
- 実施期間 平成27年3月31日(水)まで
- 接種費用 自己負担2,000円(ただし、生活保護世帯の人は生活保護受給証明書を医療機関に提出すると自己負担分が免除されます)
- 接種方法 ①の人は健康保険証を、②の人は母子健康手帳1ページの「保護者・出生届け済み証明書」の子の保護者欄のコピーと健康保険証を医療機関へ持参し実施(医療機関は要予約)、③の人は前もって地域保健課で申請の手続きが必要です。いずれの場合も生活保護世帯の人は生活保護受給証明書を医療機関に提出してください。
- 接種場所 ホームページをご覧ください。地域保健課までお問い合わせください。

▶問合せ 地域保健課

※藤井寺保健所では無料で風しん抗体検査を実施しています。抗体検査の結果、抗体をもってない人は検査結果を持参し、上記の一部助成事業にて医療機関で風しんワクチンの接種を受けてください。また、抗体が十分にある人はワクチン接種を受ける必要はありません。詳しくはP18をご覧ください。また、抗体が十分にある人はワクチン接種を受ける必要はありません。詳しくはP18をご覧ください。また、抗体が十分にある人はワクチン接種を受ける必要はありません。詳しくはP18をご覧ください。



市民の安心・安全を守ります 小児科の休日急病診療

市では、子どもが急に具合が悪くなったときに利用できる下記の事業を実施しています。

▶問合せ 地域保健課

●松原市小児休日急病診療

診療日 土・日・祝日、12月30日～1月3日

受付時間 ●土曜日 午後1時30分～5時

●日曜日、祝日、12月30日～1月3日 午前9時30分～11時30分、午後1時～4時

実施場所 松原徳洲会病院 天美東7-13-26 ☎334-3400

●南河内北部広域小児急病診療(松原市・羽曳野市・藤井寺市の共同事業)

診療日 土・日・祝日、12月30日～1月3日

受付時間 午後5時30分～9時30分

診療時間 午後6時～10時

実施場所 羽曳野市立保健センター2階 羽曳野市誉田4-2-3 ☎072-956-1000

●救急安心センターおおさか(医療機関案内・救急医療相談窓口)

医師、看護師、相談員が24時間・365日受け付け

#7119(携帯電話・固定電話(プッシュ回線))

06-6582-7119(固定電話(IP・ダイヤル回線など))

気軽に相談できるかかりつけ医をもちましょう

赤ちゃんや小さな子どもには、急な発熱やおう吐がつきもの。普段の元気な姿をよく知っている「かかりつけ医」と付き合い、細かな変化も見逃さないようにしましょう。休日や夜間の前に、体調が気になる時には、早めに受診しましょう。

※阪南中央病院の小児科外来の診療は紹介外来(他院からの紹介)のみの診療となっています。地域の医療機関と連携をとって、入院医療や新生児医療などの専門医療を担当しています。

松原更生保護サポートセンター

「みちびき」が移転しました

庁舎の耐震補強工事に伴い、「みちびき」が北別館1階の東端へ移転しました。快適な環境が整うとともに、プライバシーを配慮した個別の相談室も設けられています。

地域住民の皆さんには安心して気軽に活用していただけます。

▶問合せ 松原更生保護サポートセンター ☎337-6555 FAX 337-6556



●更生保護サポートセンター「みちびき」とは

犯罪や非行を犯した人の更生や再犯防止のために活動している松原地区保護司会所属の保護司が常駐し、「犯罪や非行についての相談」や「更生保護活動の情報提供」などを行っています。全国的に設置が進められています。

センターでは犯罪や非行に関することや暴力・いじめ・登校拒否などに関する相談を行っています。

▶開館日 月～金曜日 午前10時～午後4時

(※土・日・祝日・年末年始は休館)

▶相談時間 午前10時～午後4時



「SCマンスリーまつばらは、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載コーナーです。」

▼問合せ 市民協働課

アジア地域セーフコミュニティ会議で 澤井市長が講演

韓国の釜山市で開催されました第7回アジア地域セーフコミュニティ会議にて澤井市長が本市の取り組みについて講演しました。

アジア地域セーフコミュニティ会議は、2年に1回開催され、アジアを中心とした各地域からセーフコミュニティに取り組み自治体や地域の関係者が出席し、安心・安全に関する活動報告を行うもので、自分たちの取り組みを国外に発信するとともに、多くの取り組みを学ぶ絶好の

機会となります。

会議は5月12日から16日まで行われ、日本のセーフコミュニティに取り組む10自治体をはじめ、13カ国の関係者が出席しました。澤井市長は、参加市長らによる「セーフコミュニティ活動への政治的リーダーシップの役割」をテーマとした会議のなかで、「災害時の安全対策委員会の活動を例にあげ、「検証と協働というセーフコミュニティの仕組みを松原市に根付かせ、将来を見据えたまちづく



澤井市長講演の様子(上)
会議に参加した市長など(中)
会議の様子(下)



災害時の安全対策 アンケートの実施について

近年、住宅火災での「逃げ遅れ」により、多くの人が亡くなっています。

このようなことから、消防法が改正され、市では平成23年6月から火災予防条例により全住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

また、明日にでも起こるかもしれない大地震に対する備えに家具の転倒防止対策はとても重要です。阪神・淡路大震災では死因の大半を窒息死、圧死が占めており、その原因のほとんどが家屋の倒壊、家具の転倒によるものです。

このため、町会と協働によるアンケート調査を7月から順次実施し、今後の安全対策に役立てていきたいと考えていますのでご協力をよろしくお願いいたします。

なお、アンケート調査では住宅用火災警報器の設置状況・家具転倒防止などをお聞きするものです。消防職員が住宅用火災警報器を販売したり、特定の業者を斡旋したりすることはありませんので、悪質な訪問販売にお気をつけください。

※皆さんからご提出いただいた個人情報につきましては、利用目的外での利用はいたしません。また、紛失、漏洩などがないように適正に管理し、必要がなくなった個人情報は速やかに、かつ、確実に廃棄します。

問合せ 消防本部予防課

りの基礎としたい」と、今後の方向性を示しました。また、市民一人ひとりと情報を共有し、活動への参加につなげていくことが今後の課題であることに触れ、松原市の取り組みについて紹介しました。

皆さんご協力
よろしくお願いいたします!

